

平成29年度

府中市都市計画審議会議事録

平成30年2月2日開催

府中市都市計画審議会
議事日程

平成30年2月2日(金)午前9時30分
西庁舎3階第2・3・4委員会室

日程第1 第1号議案 府中市立地適正化計画の方向性(案)等について

日程第2 その他

午前 9 時 3 0 分 開会

【計画課長】 それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたく存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の深美よりご挨拶を申し上げます。

【都市整備部長】 委員の皆様、おはようございます。都市整備部長の深美でございます。本日は大変お忙しい中、また朝からの雪で足元が悪い中、当審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の案件といたしまして、審議事項が 1 件となっております。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申しあげまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【計画課長】 それでは本日、本審議会の臨時委員でいらっしゃる府中市都市計画マスタープラン改定検討部会部会長の 先生にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

委員は現在、東京工業大学環境・社会理工学院の教授でいらっしゃいまして、都市計画・まちづくり・景観などが専門でいらっしゃいます。そのほか、日本都市計画学会会長、日本不動産学会理事、国土交通省社会資本整備審議会委員など多数歴任されておられます。また本市におきましても、府中市中心市街地活性化協議会の副会長としてご尽力をいただいております。

大変恐縮ですが、 先生、一言ご挨拶をお願いします。

【 部会長】 皆様、おはようございます。東京工業大学のと申します。都市計画マスタープラン改定検討部会の部会長を仰せつかっております。本日の立地適正化計画も検討させていただ

いておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【計画課長】 ありがとうございます。それでは、 会長、よろしく願いいたします。

【議長】 皆様おはようございます。月初めの忙しい中、また雪の中、本当に寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。では、これから都市計画審議会を開催していきたいと存じます。

会議の開催にあたりまして、本日の委員の出席状況でございますが、 委員から本日は欠席という連絡をいただいております。また、 委員につきましては本日代理出席ということで、交通課長がお出でになっております。よろしく願いします。

なお、本日の会議の開催の可否でございますが、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

次に、本日の会議の議事録の署名人についてでございますが、府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものとする」と規定されておりますので、議事録署名人については私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは異議なしということですので、指名させていただきたいと思います。

本日の議事録の署名人につきましては、議席番号2番、 委員、議席番号4番、 委員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、本日の審議会を開催するにあたりまして、傍聴希

望者が1名ございますが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは傍聴者の入室をお願いします。

それでは議事日程に従いまして進めていきたいと存じます。

日程第1、第1号議案「府中市立地適正化計画の方向性(案)等について」を議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

【計画課長補佐】 議案のご説明の前に、都市計画マスタープラン改定検討部会の開催状況について、ご報告させていただきます。お手元に配付しました資料1をご覧ください。

都市計画マスタープラン改定検討部会は、都市計画マスタープランの見直しとともに、立地適正化計画の策定などの持続可能なまちづくりの実現に向けた方策について、専門的な見地からご議論いただくため、昨年4月に都市計画審議会の下部組織として設置されました。本部会の委員は、都市計画審議会の委員5名と臨時委員2名の合計7名で構成され、本日もご出席いただいております。委員に部会長を務めていただいております。

これまで本部会を5回開催し、都市計画マスタープランの全体構想の改定、立地適正化計画のまちづくり方針や拠点の考え方などをご議論いただき、部会での指摘やご意見を踏まえ、後ほどご説明いたします「立地適正化計画の方向性(案)」を取りまとめしております。

今後につきましては、3月中旬ごろに第6回都市計画マスタープラン改定検討部会を開催し、都市機能誘導区域を定める拠点などの議論をしていただく予定となっております。

それでは詳細につきまして、担当よりご説明いたします。

【都市計画担当主査】 それでは議案のご説明をいたします。

立地適正化計画は、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の具体化を図るための計画でございますので、まず、都市計画マスタープランの改定状況につきましてご報告をいたします。

「都市マス」のラベルが貼られてあります資料をお開きください。

資料１ページは、現行の府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）の枠組をお示しした資料となります。

現行の都市計画マスタープランでは大きく分けて、「まちづくりの将来都市像と目標」、「まちづくり方針（全体構想）」、「地域別まちづくり方針（地域別構想）」、「まちづくりの推進に向けて」の構成となっております。

まちづくり方針（全体構想）のうち赤色で囲っております「１ まちの骨格構造」でございますが、軸や拠点の整備方針を示しております。本審議会の下部組織でございます「都市計画マスタープラン改定検討部会」において、まちの骨格構造に当たる軸や拠点の部分を中心にご議論いただいております。

そのほか、まちづくり方針（全体構想）では、「２ 土地利用方針」として、低密度住宅ゾーンと中密度住宅ゾーンなどの土地利用の基本的な方針を示しております。「３ 都市施設整備方針」として、道路、交通や公園緑地等の整備方針など各種都市施設の整備方針を、「４ 都市環境形成方針」として、防災、福祉、環境、

景観の4つの視点からまちづくり方針を示しております。

2ページをお開きください。

こちらは、現行の都市計画マスタープランにおける軸・拠点の整備方針をお示した図でございます。

軸の整備方針では、甲州街道や東八道路などの広域幹線道路、府中街道や国分寺街道などの地域幹線道路を「都市環境軸」として、多摩川を「多摩川リバーフロント軸」として、国分寺崖線周辺と府中崖線周辺を「崖線軸」として、それぞれ位置付けております。

拠点の整備方針では、府中駅周辺地区の1箇所を「中心拠点」とし、分倍河原駅周辺地区など10箇所を「地域拠点」とし、郷土の森博物館周辺地区や府中の森公園周辺地区の2箇所を「総合文化・レクリエーション拠点」として位置付けています。そのほか、学園拠点や緑の拠点の位置付けがございます。

3ページをご覧ください。

こちらは、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定に関するアドバイザー会議の意見等による改定の視点を抜粋した資料でございます。

本会議は、都市計画審議会及び土地利用景観調整審査会の委員5名から構成され、平成28年1月から平成29年2月までに計6回開催し、都市計画マスタープランの改定に向けた方向性についてご議論いただき、本会議での意見等を取りまとめております。

まちづくり方針（全体構想）に関連する部分として、1つ目の「本市の目指す都市構造の方向性」の項目では、下線を引いております「府中の強みを醸し出す様々な視点から重点的にまちづくり

を仕掛けていく場所を明らかにし、これらが重なる本市の都市経営資源となり得る場所を軸や拠点といった都市構造へ位置付け」といったご意見のほか、多摩川や崖線の自然構造の位置付けや、歴史的資源を含めた中心市街地の位置付け、少子高齢・人口減少社会で役割が増加する鉄道沿線と駅周辺市街地の位置付け、大規模産業が立地する特徴を都市経営資源としてのアピールなど、都市構造上の軸や拠点の位置付けを検討する上でのご意見をいただいております。

次に「土地利用方針見直しの方向性」の項目では、都市農地の戦略的な保全活用や新たな用途ニーズと土地利用規制への対応などについてご意見をいただいております。

次に「都市環境形成方針の見直しの方向性」の項目では、現行の都市計画マスタープランにおいては、防災、福祉、環境、景観とテーマ別に縦割りで方針を示しておりますが、防災や福祉、環境等の複合的な視点から都市経営のポイントを示すコンセプトとして再編の検討をする必要があるというご意見をいただいております。

最後に「今後のまちづくり推進における視点」の項目では、都市計画手法の的確な運用やエリアマネジメント推進手法の充実などのご意見をいただいております。

4 ページをお開きください。

先ほどの改定の視点などを踏まえ、まちの骨格構造の見直しの方向性をお示したものでございます。都市機能に関する構造、自然に関する構造、産業に関する構造として、3 つに分けて整理をしております。

都市機能に関する構造としては、都市機能の拠点や軸について整理しております。都市機能の拠点としては、現行の中心拠点、地域拠点に加え、日常生活拠点（仮称）、広域医療拠点（仮称）、文化スポーツ拠点（仮称）の5つを考えております。また、都市機能軸として、広域連携軸、都市連携軸の2つを考えております。具体的な位置等については、次のページに図で示しておりますので、この後説明させていただきます。こちらの都市機能の部分は、立地適正化計画と大きく関連するものとなります。

次に、自然に関する構造といたしましては、緑の拠点や環境軸について整理を行っております。こちらでは、農地の保全等の観点から農地が集積するエリアを農の風景育成拠点（仮称）として新たに位置付けたいと考えております。現在改定作業を進めております「緑の基本計画」との調整を行いながら検討を進めていきたいと考えております。

産業に関する構造につきましては、今回工業系用途地域における土地利用の状況等について整理を行いました。こちらにつきましても、関係課との調整を行いながら検討を進めていきたいと考えております。

5ページをお開きください。

こちらは、都市構造のうち都市機能に関する部分をお示したものでございます。左に凡例を表示しておりますが、広域連携軸としてピンク色で表示しております鉄道、灰色で表示しております中央自動車道、オレンジ色で表示しております広域幹線道路の位置付けを考えております。広域連携軸のうち広域幹線道路では、甲州街道や東八道路などを位置付けております。また黄緑色で表

示しております都市連携軸は、補助幹線道路のうち都市間を結ぶ路線として府中街道や国分寺街道などを位置付けております。

次に、赤色の丸で囲っております中心拠点は、中心市街地活性化基本計画との整合を図り、府中駅・府中本町駅周辺の1箇所を、ピンク色の丸で囲っております地域拠点は、分倍河原駅や多磨駅周辺地区など6箇所を、水色の丸で囲っております日常生活拠点（仮称）は、北府中駅や是政駅周辺など3箇所を、オレンジ色の丸で囲っております広域医療拠点（仮称）は多摩メディカルキャンパス周辺地区の1箇所を、茶色の丸で囲っております文化スポーツ拠点（仮称）は、郷土の森博物館周辺、府中の森公園周辺、調布基地跡地周辺地区の3箇所を位置付けております。また、参考に1日片道30本以上の基幹的なバス路線を青線で図上に示しております。なお、府中基地跡地留保地につきましては、基地跡地留保地利用計画検討協議会において、現在利用計画の検討が進められておりますので、進捗に応じて都市計画マスタープランでの位置付けを検討してまいりたいと考えております。

6ページをお開きください。

こちらは現行の都市計画マスタープランの骨格構造をベースとして、自然的環境に関する部分と土地利用の状況などを図上にお示ししたものでございます。

現行の都市計画マスタープランにおいて位置付けのある緑の中核的拠点や地域的拠点のほか、農地の保全の観点から農地が集積するエリアで農の風景育成拠点（仮称）を検討していきたいと考えております。具体的には、黄土色の丸で囲っております生産緑地を中心とした農地が多く残されています、四谷、西府町、南町、

押立町などの地域を考えております。また、参考に農業公園の候補地を赤丸で、農業体験農園を水色の丸で、市民農園を青色の丸で図上にお示ししております。

7ページをお開きください。

こちらは、工業系用途地域における土地利用の状況などについて図上にお示したものでございます。

凡例にございます青色の横線で網掛けされています都市型産業専用地区は、特別用途地区として住宅の建築が制限されており、東芝やNEC、サントリーなどが該当いたします。また、緑の斜線で網掛けされている地区計画は、北府中駅の南西側でございますが、日鋼町地区地区計画で、こちらでも住宅の建築が制限されております。それ以外の工業地域につきましては、赤の縦線の網掛けで、準工業地域については赤枠でそれぞれ示しており、こちらは絶対高さ25メートルの制限がかかっております。

茶色の点線で囲っております国立府中インターチェンジの周辺や中河原駅の南側、東芝府中事業所の南側、是政駅周辺においては、住宅の土地利用が目立っている状況でございます。また、青の点線で囲っております東芝府中事業所の西側につきましては商業・工業としての土地利用が現在も残っております。

最後にお手元に配布いたしました資料2をご覧ください。

こちらは都市計画マスタープラン改定までのスケジュールを簡略的に示したものでございます。

本年度におきましては、前年度に行った都市計画マスタープラン改定に向けた視点整理を踏まえ全体構想を検討し、平成30年度におきましては地域別構想を検討する予定でございます。平成

31年度におきましては、立地適正化計画を踏まえて都市計画マスタープランの骨子・素案を作成し、平成32年度におきましては改定案を作成する予定でございます。

以上で都市計画マスタープランの改定状況のご報告を終わります。

それでは、府中市立地適正化計画の方向性(案)につきまして引き続きご説明をいたします。

「立地適正化計画」のラベルが貼っております資料をご覧ください。

資料の1枚目は立地適正化計画の方向性(案)を作成した趣旨、概要、今後の予定を1枚にまとめたものでございます。

資料を1枚おめくりください。

こちらは、立地適正化計画方向性(案)の概要版で、本文の主な掲載内容を抜粋したものでございます。

さらに、資料をおめくりいただき、表紙が「府中市立地適正化計画の方向性(案)」と書かれた資料をご覧ください。こちらは府中市立地適正化計画の方向性(案)の本文となります。

1枚めくり、目次をご覧ください。

本部の第1章「はじめに」では、背景や計画の概要、位置付けを1ページから5ページでお示ししております。

第2章の「都市構造上の主な現状と課題整理」では、人口動向や土地利用など記載の7項目の観点から分析を行い、現状と課題を整理し、6ページから17ページでお示ししております。

第3章の「立地適正化に関する基本的な方針」では、現状と課題整理を踏まえて、立地適正化計画で目指すまちづくりの方針を

18ページから19ページに、立地適正化計画で目指す都市の骨格構造における拠点と公共交通軸の設定の考え方を20ページから22ページにお示ししております。

本文の右側に移りまして、第4章の「都市機能誘導区域・居住誘導区域の方向性」では、区域設定の方向性を23ページから24ページでお示ししております。

立地適正化計画の方向性(案)の具体的な内容につきましては、スライドを使用してお説明いたしますので、前方スクリーンをご覧ください。

まず立地適正化計画の概要として、立地適正化計画制度創設の背景についてご説明いたします。

右のグラフは全国の総人口の推移でございます。グラフから分かりますように、近年では全国的な人口減少・少子高齢化が進行しており、現状において住民の生活を支える医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難になる恐れがあるとされております。こうした社会状況の中、持続可能な都市経営を実現するため、都市全体の構造の見直しが求められております。

人口減少や少子高齢化に対応すべく「公共投資、行政サービスの効率化」や「子育て、教育、医療、福祉等の利用環境の維持・向上」等を図り、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えにより持続可能な都市を実現するため、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画制度が創設されました。

続いて、立地適正化計画の意義や役割でございますが、本計画は都市全体の観点における居住や医療・福祉・商業などの都市機

能の立地、さらには公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであると位置付けられており、都市計画マスタープランの具体化を図るための計画であるとされております。また、計画期間につきましては、都市機能や居住の誘導を短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくものであるため、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で策定し、5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを行うことが望ましいとされております。本市では、平成31（2019）年度から平成50（2038）年度までの20年間を計画期間といたします。

次に、立地適正化計画で定める事項についてでございます。本計画で定める事項としては、対象とする計画の区域、立地の適正化に関する基本的な方針、その方針の実現に向けた居住誘導区域、都市機能誘導区域と、それぞれの誘導に資する施策、誘導施設等について定めていきます。そのうち、今回の方向性（案）では赤枠で囲っております部分を記述しております。

左の図はイメージ図になります。全体が立地適正化計画対象の区域となっております。グレーで網掛けされている部分は市街化調整区域、赤く縁取られている部分が市街化区域となります。市街化区域内において、水色で網掛けされている部分が居住誘導区域、ピンク色の丸で示されている部分が都市機能誘導区域となります。このうち居住誘導区域とは、人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域であるとされております。

また、都市機能誘導区域につきましては、福祉・医療・商業等の都市機能を誘導、集約し、サービスの効率的な提供を図る区域

であるとされており、区域内において人口特性や必要な機能を検討し、病院、幼稚園、スーパーマーケット等都市機能を増進する施設を誘導施設として設定します。なお、先ほどの居住誘導区域とともに両区域内において一定規模以上の住宅開発や誘導施設等の建築を行う場合は、届出義務が発生いたします。

以上が国土交通省が作成しました「立地適正化計画作成の手引き」等に示されている本計画の概要でございます。

こちらは、府中市立地適正化計画の方向性（案）の本文では、1ページから2ページに掲載しております。

ここからは、本市で策定する目的をご説明させていただきます。本文では、3ページに掲載しております。

まず1つ目の目的としましては、「上位・関連計画で位置付けた将来都市像等の実現」でございます。

現在本市では、総合計画をはじめ計画の改定の検討が進められている都市計画マスタープラン等の上位・関連計画において、各種の施策が検討されております。さらに、拠点形成に資するプロジェクトなど新たなまちづくりが進行しております。そのため、立地適正化計画を策定することで、市民の生活水準や本市の経済活力を維持させるとともに、地域のまちづくりの動きを後押しし、将来都市構造の実現を目指してまいります。

2つ目の目的といたしましては、「人口構造の変化によって生じる課題への対応」でございます。

本市の人口は、縁辺部の一部で既に人口減少が始まっている箇所があり、将来的には総人口も減少に転じる見込みです。また、高齢者の大幅な増加による生活サービス施設などに対するニーズ

の変化が予想されます。そのため、都市機能の計画的な配置による生活利便性の維持や公共交通の充実等について方針を検討し、人口構造の変化に備えた取組を推進してまいります。

3つ目の目的といたしましては、「多様な地域特性をいかしたまちづくりの推進」でございます。

本市は、鉄道駅周辺の利便性の高いエリアや農地と調和したゆとりのある郊外部の居住地など多様な地域特性を有しております。そのため、地域特性を踏まえつつ、誰もが安心して快適に暮らせる住環境の形成に向けたまちづくりを推進してまいります。

次に、上位計画等との関係でございます。こちらは、本文では4ページに掲載しております。第6次府中市総合計画の理念や都市像に即するとともに、都市計画マスタープランの具体化を図るための計画となります。

続きまして、分野間連携のイメージでございます。計画策定に当たっては、都市計画マスタープランだけでなく、様々な分野との連携が必要であるとされておりますので、公共交通や子育て、防災等の各分野の計画・施策との連携、調和を図ってまいります。

こちらは、都市構造上の課題分析の視点でございまして、計画策定に先立ち都市計画マスタープラン改定の方角性等を踏まえて、まず現況を把握した上で都市構造上の課題分析を行っております。課題の抽出に当たっては、分析の視点を7つに分類し、40項目を超えるデータを分析しております。

まず、1つ目の視点「人口動向」につきましては、人口減少・高齢化による地域活力やコミュニティ継承への影響が懸念される地域の状況などの分析を、2つ目の視点「土地利用・都市基盤」

につきましては、大規模な産業用地や都市農地、空き家等の分布状況などの分析を行いました。

3つ目の視点「都市機能施設」につきましては、介護福祉等の各種機能の分布状況や駅周辺における各種機能の立地状況などの分析を、4つ目の視点「公共交通」につきましては、駅利用者の居住地の状況や現状における公共交通不便地域の分布状況などの分析を、5つ目の視点「経済・財政」につきましては、中心市街地における経済活力の動向や小売業のヘクター当たりの年間販売額や工場等における製品出荷額等の状況などの分析を行いました。

6つ目の視点「高齢者の福祉・健康」につきましては、高齢者人口の分布と介護福祉施設等の立地状況との関係などの分析を、7つ目の視点「災害等の安全性」につきましては、土砂災害危険箇所や浸水想定区域等の分布状況などの分析を行いました。

続きまして、都市構造上の主な現状と課題となります。本文では、6ページに掲載しております。

まず、人口動向でございますが、平成52（2040）年までの5年ごとの人口推移をグラフにしたものでございます。平成27年以前は国勢調査に基づく実績値で、平成32（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値となります。

府中市は、当面の間、人口増加が見込まれておりますが、その後微減傾向に転じる見込みとなっております。一方、65歳以上の高齢者人口は、平成52（2040）年には30パーセントに達する見込みとなっております。

こちらは、平成27年から平成52（2040）年にかけての

町目別の人口増減率をお示ししたもので、淡いピンク色の地域は現状維持や人口増加が見込まれる地域、水色や紺色の地域は人口減少が見込まれる地域となっております。府中駅周辺をはじめとして現状維持や人口増加が見込まれる地域が存在する一方、府中駅を除く駅周辺では緩やかな人口減少が見込まれております。

こちらは、平成27年と平成52(2040)年の高齢化率を町目別に比較したものでございます。本文では、8ページに掲載しております。

水色の地域は高齢化率が20パーセント未満、オレンジ色の地域は高齢化率が30パーセント以上、赤色の地域は高齢化率が35パーセント以上の地域となります。多くの地域で高齢化が進行する見込みですが、特にUR団地や都営住宅等の集合住宅周辺で高齢化率が高い状況となっております。

こちらは、生産緑地等の農地の分布状況と土地区画整理事業区域の状況を重ね合わせたものでございます。本文では、9ページに掲載しております。

本市は、住宅都市である一方、縁辺部を中心に都市農地が多く残存することが1つの特徴であり、営農環境を維持していくための対策を検討する必要があります。また、未着手の土地区画整理事業区域につきましては、計画決定より50年以上が経過していることや区域内に都市農地が混在している状況を踏まえ、今後の市街地整備のあり方を含め、農と調和した住環境の形成を検討する必要があります。

こちらは、工業系用途地域の状況と、住宅、共同住宅などの建築を制限しております都市型産業専用地区の状況をお示したも

のでございます。本文では、10ページに掲載しております。

先ほどの都市計画マスタープランの改定状況でご説明させていただきましたが、住宅用地と産業用地が混在しているエリアがございますので、住宅転用を抑制し、産業用地を基本とした環境整備を行う必要がございます。

こちらは、国の考え方を参考に、生活利便性が高い区域を図示したものでございます。本文では、13ページに掲載しております。

ここで言います生活利便性の高い区域とは、鉄道やバス停留所などの基幹的な公共交通の徒歩圏と、生活サービス施設である病院などの医療機能、百貨店やコンビニエンスストアなどの商業機能からの徒歩圏が全て重なるエリアとなります。図上では紫色で塗られた区域が該当いたします。市域の大部分で生活利便性が高い区域となっているため、将来にわたり利便性の高い環境を維持、充実していく必要がございます。

こちらは、現状における鉄道駅、民間バスやコミュニティバスの停留所からの徒歩圏域をお示したものでございます。本文では、14ページに掲載しております。

ピンク色が鉄道駅から徒歩800メートルの圏域を、水色が民間バスの停留所から300メートルの圏域、オレンジ色がコミュニティバスの停留所から300メートルの圏域を表示しております。公共交通ネットワークは充実しておりますが、各駅周辺の拠点性を高めるため、歩行者、自転車通行空間や駐輪施設の整備など交通結節点としての利用環境の向上を図る必要がございます。

こちらは、基幹的公共交通利用圏域と人口増減率を重ね合せた

ものでございます。本文では、14ページに掲載しております。

ここで言います基幹的公共交通利用圏域とは、鉄道駅から半径800メートルの徒歩圏域と、1日片道30本以上の発着があるバス停留所から半径300メートルの徒歩圏域を重ね合せた圏域となります。市域の大部分で公共交通の利便性が高い状況であることはわかりますが、将来的には人口減少が見込まれる地域が存在いたしますので、公共交通のサービス水準を維持していく必要がございます。

こちらは、小売業年間販売額の町目別の推移を示したものでございます。本文では、15ページに掲載しております。

平成14年と平成26年を比較いたしますと、年間販売額は約15パーセント減少しており、市全体の経済活力の低下が懸念されますので、駅周辺を中心とした小売業の維持、強化を図る必要がございます。

こちらは、高齢者の増減数と介護福祉機能等の分布状況を示したものでございます。本文では、16ページに掲載しております。

高齢者のさらなる増加が見込まれる中、安定した介護福祉サービスの提供を可能とするため、地域バランスを考慮した施設の配置により多くの高齢者が暮らしやすい環境形成を図る必要がございます。

こちらは、高齢者の分布状況に避難施設の圏域を示すことで、徒歩圏外エリアにおける円滑な避難活動を可能とする環境整備等を課題として示しております。本文では、17ページに掲載しております。

こちらは、目指すまちづくりの方針について整理をしたもので

ございます。本文では 18 ページ、19 ページに掲載しております。先ほどご説明しました課題を踏まえて、まちづくりの方針を 3 つ示しております。

まず、まちづくりの方針 1 は、「本市の経済活力を高め、市民生活の利便性向上に資する拠点の形成」とし、府中駅・府中本町駅周辺では多様な来訪者にも対応した集客性の高い拠点を形成し、主要な鉄道駅周辺では地域住民の利便性・快適性の向上に向けた拠点を形成するため 2 つの施策方針を掲げております。

まちづくりの方針 2 は、「多様なライフスタイルの選択を可能とする居住地域の形成」とし、地域特性に応じた多様な住まい方で安心して住み続けられる居住環境を創出するとともに、経済活力を支える工場等の操業環境の整備を図るため 5 つの施策方針を掲げております。

まちづくりの方針 3 は、「拠点と居住地を結ぶ利便性の高い公共交通の形成と交通結節点の機能強化」とし、交通結節点を機能強化するとともに、拠点と居住地を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークを形成するため、2 つの施策方針を掲げております。

続きまして、目指す都市の骨格構造でございます。本文では、20 ページから 22 ページに掲載しております。

都市機能誘導区域を定める拠点の候補地として、都市計画マスタープランにおける中心拠点や地域拠点に加え、交通結節機能を有する地区を対象に、一般的な徒歩圏の半径 800 メートル程度の特性格を今後行ってまいります。なお、拠点の候補地ごとに交通結節機能の状況や都市機能の立地状況を確認し、拠点の位置付けを整理いたします。

こちらは、基幹的なバス路線、1日片道30本以上の運行本数がある路線の状況をお示しした図でございます。

府中駅から国分寺駅や武蔵小金井駅など中央線沿線の鉄道駅を結ぶ路線は赤い太線となっており、1日片道120本以上と運行本数が非常に多いことを確認することができます。

本計画における公共交通軸の考え方でございます。鉄道につきましては今後も路線の維持を目指すこととし、公共交通の骨格軸として位置付けております。バス路線につきましては、利便性の高い基幹的な路線、1日片道30本以上の運行本数がある路線を公共交通軸として位置付けをしております。

次に、誘導区域の方向性でございます。本文は、23ページ、24ページに掲載しております。

まず、都市機能誘導区域設定の方向性でございますが、中心拠点・地域拠点等を中心に設定することとし、中心拠点は一般的な徒歩圏を目安に、地域拠点は高齢者の一般的な徒歩圏を目安に具体的な区域を検討しております。

居住誘導区域設定の方向性でございますが、利便性の高い環境を将来にわたり持続させていくことを基本的な考え方として具体的な区域を検討しております。一方で、安全性から居住に適さない箇所、生産緑地等の農地が分布するエリアや工業用地などは居住誘導区域とするか否かについて、今後検討しております。

最後に、計画策定に向けた今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。

本計画につきましては、今年度と来年度の2年で策定することを予定しております。今年度につきましては、ご説明いたしまし

た計画の骨組に当ります立地適正化計画の方向性（案）を、本年3月にポスターなどでわかりやすく取りまとめて展示し、自由に閲覧して、対話しながらお気軽にご意見をいただける場、いわゆるオープンハウス形式でフォーリスや文化センターなどにおいて市民へ周知を行い、皆様からの意見等を反映させていく予定でございます。

平成30年度におきましては、立地適正化計画の方向性を踏まえ、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設などを検討し、市民からの意見等を伺いながら平成30年度中を目途に策定する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。ただいま府中市立地適正化計画の方向性（案）についての説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。議案につきましては、まず委員の皆様からご意見、ご質問等いただいて、最後に採決といたしたいと思います。ご質問等ございましたら、お願いいたします。 委員。

【委員】 表題どおりに分かれているので、よく分かるのですが、まず2点。

まず商業地域、それから近隣商業地域、第一種住専との関連性について、この計画には文書としては載っていないが、どのようになっているのか、一点聞かせていただきたい。

それから、先ほど来、いわゆる都市機能、スモールタウンというものを中心として、この計画の基本的なものと私は捉えている

んです。スモールタウンは確かに必要だと思うし、人口減少を考えれば、小さい町の中にいわゆる公共施設から医療機関等々があることは、非常に住みやすさを求めるために必要かと思うが、府中市の場合を見ると、府中駅から北に向かったの鉄道路線、バス路線と、それから府中駅から南に向かって多摩川沿いに関する路線との違い、路線を基軸として考えた場合の違いが、的確に出ていると思うが、今後どのように集客して、どのような方向性を見出していく、行政側としての指導をどの程度強化していく考えがあるのか、その点を聞かせてください。2点お願いします。

【議長】 委員から、2点ありました。1点目、商業地域の中でという整合性からお願いします。

【計画課長補佐】 まず1点目の商業地域、近隣商業地域の今後の方向性についてでございますが、立地適正計画で、今後、都市機能誘導区域、居住誘導区域を検討する中で、おおむね徒歩圏内というところで説明させていただきましたが、用途地域等も見ながら区域のほうは検討していくことになると考えてございます。

2点目の駅に向かって北側と南側でバス路線の考え方が違うというところでございますが、今、府中市としましては、基本的には利便性の高い区域というのが非常に多い状況になっているということでデータ分析してございます。基本的に立地適正化計画の中で考えていくこととしましては、その利便性をいかに維持していくかというところで今後検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 私が申しあげたいのは、用途地域の見直しというのがあ

るわけですよ。すると、この計画と用途地域の見直しがどのような関連性を持っているのか。一方ではここは商業地域だったが、実質は人がいなくなって、極論ですよ、住専になる、住宅地域になるということが見込まれる地域だってあるわけで、空き家対策も含めて。その用途地域の変更というのと、立地適正化計画との関連性をもう一歩進めて考え方を聞かせてください。

それともう1点、これは現実論になりますが、この計画には関連はしてないかもしれないが、基本的な税金のかかり方、中心街においては税金が高い、住宅街は安いというようなことが載っていないので、財政の考え方を聞かせてください。

【議長】 2点ご質問がございました。立地適正化計画と用途地域の見直しの関連性はどうか等2点についてお願いします。

【計画課長】 まず用途地域の関係ですが、用途地域の見直しは20年近く前までは東京都が権限を持っていました。そのときは大体8年から10年おきに見直しを行っております。本市の場合は平成16年が最終の一斉見直しだったと記憶しておりますが、それから一斉の見直しは行っておりませんが、これは都市計画として地域の皆様からご要望をお聞きしながら、どのように反映していくかということを決めます。用途地域の見直しをするためには、この立地適正化計画のベースとなります都市計画マスタープランの土地利用の部分にどのように反映していくかというところを地域の皆様や都市計画審議会にお諮りしながら決めて、用途地域を変える時は都市計画マスタープランもその内容に合わせていくこととなります。この立地適正化計画自体は、市全体の軸、拠点を表しながら、居住誘導するところや都市機能誘導するところを色

分けしていくことになりますので、その内容を都市計画マスタープランに反映し、用途地域の見直しが必要であれば、そこにつながっていくということになりますので、ここがベースになっていきます。用途地域の見直しは、今はまだ未定ですが、延長線上にはその検討はしていかなければいけないと考えております。

それから経済の関係ですが、今回の立地適正化計画の策定に当たりまして、経済の関係も分析をさせていただいていて、どこまで記載するかはありますが、少なくとも本市の強みになっております中心部の経済的な強みだけではなくて、産業部分の強みをどのように計画に織り込んでいくかというところが今後検討させていただく箇所になると考えています。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。 委員。

【委員】 結構です。

【議長】 よろしいですか。ほかにご質問はございませんでしょうか。 委員。

【委員】 2点ほどお尋ねします。

今後の将来像ということで、こういう時期に、こういう計画を立てられるとことはそれなりに意味があるのだろうとは思いますが、1つは近隣の自治体がこの計画を取り組まれているのか、あるいは府中市は先行してやっているのかどうか、そのあたりの状況がわかれば教えていただきたい。

もう1点は、今の 委員の質問と重なるかもしれませんが、この計画の効力といたしますか、例えばですが、ここは居住誘導地域としても、その地域が準工業地域ならば、そこに工場を建てた

いといえば工場ができてしまうわけです。行政として、ここは居住誘導地域だから工場はだめだということができるのかどうか、用途地域の関係と含めて、どういう関連性になるのか。こういう地域を決めたら、ある程度行政的にも、その用途地域の見直し等も含めてやっていこうとしているのか、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

以上です。

【議長】 委員から2点ございました。立地適正化計画の近隣の事例があるかないか等お願いします。

【計画課長補佐】 まず1点目の近隣自治体の状況でございますが、東京都の中では、福生市、日野市、八王子市が立地適正化計画の策定に取り組んでいる状況でございます。全国では357都市で取組を行ってございます。このうち、昨年度7月末時点でございますが、112都市が計画を作成して公表している状況でございます。

2点目につきまして、本計画の効力というところでございますが、居住誘導区域というのを設定していきますと、その居住誘導区域以外につきまして、3戸以上の住宅に制限がかかるような状況になってございます。工場等が建っているところについて、居住誘導区域に含めるかどうかという検討を今後していかなければいけないと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 最初の他の自治体の状況は大体わかりました。東京都の中では比較的はまだ少ないという理解でいいですね。府中市とし

てはある程度先行的にやられていているということで理解をいたしました。

2点目の関係についても、大体状況はわかりますが、方向性や計画だけ立てても、土地の所有者や、そこに住んでいる方が、ここに新しい工場を建てたいとそれぞれが勝手にやれる状況であると、計画だけあっても絵に描いた餅みたいになってしまうということを心配しています。そのあたりをどのように行政として介入をして、ここは居住専用区域なので工場的なところは基本的に難しいですということができるのか知りたかったんです。せっかくこれだけ期間をかけてやるところでございますので、どうなのかなと思ったので、わかる範囲でもう一度教えていただければと思います。

【議長】 よろしいですか。

【計画課長】 まず工業系用途地域の考え方ですが、これまで本市は特に準工業、工業地域において、40年前から用途の純化を図るため行政指導を行ってまいりました。それは工業地域と準工業地域で住宅を建てられる方がいらっしゃると、なるべく建てないでいただきたいということを行政指導してまいりました。平成16年に工業系用途地域に都市型産業専用地区、これは実態的な規制を有する特別用途地区、あるいはある程度住宅を許す絶対高さ25メートル高度地区ということを導入しております。実態的な規制はこの2つになります。

それから、それまでの蓄積で工業系用途地域の中に住宅が混在している状況が現にございますので、ここにつきましては、これから直ちに出て行ってくださいということは実態的には不可能だ

と思っています。ただし、将来を見据えたときに、府中市の強みの産業をやはり維持、保護していかなければいけないという観点に立ちますと、工業系の用途地域で産業が今現在ある場所については、それなりの色分けをして産業の部分が出て行かないような施策を行っていかねばいけません。そのような考え方で、現状を踏まえた中でできることをやらせていただくということになります。

以上でございます。

【 委員 】 一言だけ。大体状況はわかりました。私は府中の四谷に住んでいますが、四谷地域でも、あるいは日新町にかかったところで、準工業地域で結構家が建ってきているところがありますので、ちょっと心配しておりました。だから、今後住んでいる皆さんの要望も聞きながら進めていただければと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

【 議長 】 ありがとうございます。私どもの会議所も工業、製造業が多いです。元気な製造業はもうちょっと広くしたいという希望はあるけれども、それができない。最終的には府中では無理だと他市に引っ越してしまう。せっかく元気な製造業が出て行ってしまう事例もありますので、なかなか難しい問題だと思います。

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

【 委員 】 1点なんです。一方で、公共施設マネジメントも、様々進められていくわけですが、その公共施設マネジメントをこの立地適正化計画というものにどのように反映されていくのか。また、総合計画とのいろんな接点を見つけながらやっていくのか、この辺の考え方、今大枠の部分だと思いますので、お話をいただ

ければと思います。

【計画課長補佐】 公共施設マネジメントとの連携でございますが、今後都市機能誘導区域や誘導施設等を検討する中で公共施設マネジメントとも連携をしまして検討していかなければいけないと考えてございまして、公共施設の設置位置等を含めて、今後連携しながら検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。どうしても公共施設の適正化というか最適化というか、そういった部分が一つの議論になってくると思うんです。そうした部分と、この立地適正化計画での様々な拠点があると思うので、その辺を図面上に載せながら、これから見せていかなければならないと思い質問したと思いますので、ありがとうございました。よろしくお願いします。

【議長】 委員、どうぞ。

【委員】 今の質問に関連したことからまず質問したいと思いますのですが、この立地適正化計画、大変市民生活全般に影響を与えるというか全体をよくしていくという観点でつくられるのだと思いますので、その観点から質問していきたいです。

立地適正化計画を調べたところ、今言われた施設の有効利用ということで、公的不動産の問題、先ほどこの文の中にも書いてありますが、PREの有効活用ガイドラインというのがある、これは今市が進めている公共施設マネジメントの方向で集約化していくという内容もあると思うので、今日はそこまで細かいことはご説明にありませんでしたが、方向性をまず教えていただきたいと思います。それが1点目です。

それから、それに関連しまして、民間活力の活用とか民間企業の問題、誘致とか民間の活用ということが今、最初に言ったPREの問題ともかかわってくると思いますが、そういったことについては今どのような審議がされているのかということをお教えいただきたいと思っております。私どもは国会でも議論しておりまして、やはり民間主導といいますか、大企業に国全体としては有利な計画ではないかということをお申しあげてきましたので、その辺についてお考えをお教えください。

3つ目ですが、先ほどの説明の中に、商業施設について駅中心に商業の利便性を図るとということが説明にありましたが、今市民の方々が大変困っているのは、高齢化に伴って近くのお店がなくなっていくと、撤退してしまうということで買い物の不便地域が大変多くなってきたことだと思っております。それと駅周辺との関係についてお教えいただきたいと思っております。

4点目ですが、オープンハウス形式という今まで私は市の説明でやったことがない初めての市民への周知の方法だと思っておりますが、これについて調べたらマーケティング用語だと、建築用語だというような説明が、あるわけです。なぜこういう説明なのかということをお教えください。

以上です。

【議長】 委員から5点ですね。公共施設の有効利用等、あとPRE、民間等の利用活用等お願いします。

【計画課長補佐】 まず1点目の公共施設の有効利用等につきましては、今後都市機能誘導区域等を定め、その中で誘導施設等を定めていく中で関連していくところにつきましては検討していく状

況となっております、公共施設マネジメントとも連携をしながら進めていきたいと考えてございます。

施設の集約化の方向性につきましては、今現状で都市計画マスタープランをもとに、拠点と軸というところを今後検討していく中で、公共施設マネジメント等との連携も検討していきたいと考えてございます。

民間の活力等につきましては、立地適正化計画自体が民間施設等の立地を緩やかに誘導する仕組ということになってございますので、そのような状況で区域と施設等を設定しながら民間活力を緩やかに誘導していきたいと考えてございます。

商業施設の考え方というところでございますが、商業施設につきましても、基本的には立地適正化計画の中で維持というところを考えてございまして、縁辺部につきましても、今後高齢化等を見ながら施設等の検討を行っていきたいと考えてございます。

5点目のオープンハウス形式につきましては、市ではポスターセッションという名称で、10年以上前から行われている方式でありまして、国等では、オープンハウスとして行っており、市民に展示しまして市民から意見等を気軽にいただける場というところで今回設定してございます。

以上でございます。

【議長】 委員どうですか。

【委員】 ありがとうございます。民間活力の問題とか、今のお答えですと、規制緩和が国の法律でも行われているので、それが行われていく制度だということは、今の答弁でもあったとおりですが、公共施設等の有効利用ということでは、全て統合するのはい

かかなものかということはいませんが、市民の意見をよく聞いたうえで計画を立てていただきたいなと思っています。

国の資料を見たところ、例えば、3つあった図書館を新しい所を作って1つにまとめてしまうというようなやり方、公共施設マネジメントを今進めていらっしゃるから言うわけなんですけど、無理にやらないで欲しいということは要望しておきたいと思います。これについては、今後細かい点については色々なところに出てくると思いますので、この辺でとどめます。答弁はいいです。

商業施設の問題についても、ぜひ市民の方が高齢になっても困らないようなあり方というのを合わせて検討していただければと思います。

これまでもオープンハウス形式で議論をしてきたということは、ああそうなのかと思ったんですが、やはり合意形成のあり方というか、市民生活全般にわたる計画でありますので、この点でやり方をよく検討しながらやって欲しいです。今の説明ですと、例えば、フォーリスでパネル展示して、お客様が来た時に、それについて市の職員や担当者が説明をしてくださるといって、大変丁寧なやり方ではあるかもしれないですが、これではそこに来た方が、あるいは宣伝物を見て来た方以外の住民の方は対象にならないわけですから、丁寧な説明を求めたいと思います。と言いますのは、やはり前回の審議会のときに分倍河原駅周辺地域の都市交通戦略が出されまして、これまで分倍河原駅周辺のまちづくり協議会に20年来参加している方に、このことについて聞いたら、驚かれたんですね。その後、学習会をやったそうなんですけど、たまたまということではないと思いますので、周知のほうをよろしくお

願いたいと思います。国の法律で立地適正化計画が制度化されたということなので、やはり国からの主導でなくて、市民の声をよく聞いていただいて、住民本位で進めていただきたいと要望して終わります。よろしく申し上げます

【議長】 ありがとうございます。ご要望ということでよろしいですか。

【委員】 結構です。

【議長】 ほかに質問等ございますでしょうか。

【委員】 細かいことで申しわけないんですが、1点だけ。

20ページの立地適正化計画の目指す都市の骨格構造の(1)拠点ということで下に表がありますね、拠点類型ということで、中心拠点と地域/生活拠点ということの地域特性が書かれているのですが、中心拠点のところに総合病院という表記があります。本市の場合、よくよく考えてみますと、総合病院と言われるものが北のはずれだったり、南のはずれだったり、東のはずれだったりというような形で、ほとんどの拠点病院、総合病院というものが、この中心拠点の部分ではないと思っております。ぱっと府中駅から思い浮かぶ総合病院というと医王病院が一番近いのかなとは思いますが、ほかの総合病院もほぼ地域にばらばら、いわゆる地域/生活拠点の位置付けのところに、そういう総合病院があって、逆に診療所というものが市内の中心街に多いと感じたものですから、この特性の考え方の中でいくと、本市の場合は逆ではないかと思っております。

以前にも、一般質問等で質問させていただいていますが、今、いわゆる多摩地域全体で考えますと、多摩メディカルセンターと

いう多摩を代表する拠点の病院がありまして、ここに行くアクセスがかなり不便であるということがあります。これは病院だけに特化して物事を言わせていただきますが、府中駅を拠点としていくということがなかなか難しいと思います。立地適正化計画の中で、これから交通の関係をしていくということであれば、新しい路線の考え方ということも、ある程度示していただいた方が、今後の都市計画においてはいいのかと感じました。既存のバス路線のことは詳しく書いていただいております、将来像的に本数を減らさずに維持をしていくという形は、この中で読み取れます。新しく府中のまちづくりを考えたときに、都市計画道路もいろいろ進んでいる中で新しい交通の誘導方法も変わっていくと思っておりますので、その辺も表記ができれば要望させていただきながら、先ほど言った拠点の考え方は、どういう形で今回示したのかだけご質問させてください。

【議長】 委員から総合病院について。

【計画課長補佐】 20ページ記載の中心拠点の中の総合病院でございますが、国の考え方では、中心拠点の地区の特性としまして総合病院等という記載がございます。地方の場合、総合病院というのがバスの起点であったり鉄道の起点でありますので、例として挙げさせていただいている状況でございます。その下の20ページの下段の表が現都市計画マスタープランに当てはめた場合の類型で、中心拠点としては府中駅周辺地区で、これから検討していくという状況でございます。多摩メディカルキャンパスにつきましても、多摩地域の病院の拠点でございますので、拠点性につきましては今後検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【計画課長】 補足をさせていただきます。

まず中心部に総合病院は北側の医王病院までございません。市北西側の医療キャンパスは府中市の拠点というよりも多摩地区全体の中での医療拠点というぐらいの規模でございますので、何とかここを府中市の中でも位置付ければ、将来的に、モビリティの関係で、絡んでくるプランもあるかと考えています。

以上でございます。

【委員】 国のことはさて置きですが、これは府中市においてでやっていることなので、なるべくその地域にあった特性の表記の仕方が私はいいかなと思っております。先ほどの多摩メディカルセンターの件に関しては、これまで歴代の都議会議員の先生たちが苦勞して、この府中市に拠点が置けるということがあったからこそ、今あそこに病院があると私は思っておりますので、そういった意味では、もちろん多摩全域のことでございますが、府中市としての代表的な病院だと私は感じております。多分メディカルセンターだけではございませんし、名前を出しますと、榊原病院もそうですし、恵仁会病院だってありますし、櫻井病院もありますし、そういったことを考えると、総合病院というものが地域、この市街地の中心拠点という表記ではやはり違うんではないかということをお願いしたかったものですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【議長】 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 市民の代表ということになるので、1点だけ質問させて

いただきます。

今、府中市がコンパクトシティを目指されて、既に都市計画マスタープランができて十数年になるうかと思うんですが、今後の20年を見据えて、今こういう都市計画審議会が新しくまた検討されるということで、今の資料の18ページに立地適正化に関する基本的な方針、第6次府中市総合計画で目指す姿の中にある基本目標としまして、人と人が支え合い幸せを感じるまちとかありますが、私は府中市に参りまして約20年でマンションに住んでいます。そうしますと、お祭りはくらやみ祭りとか、マンションの管理組合でも理事長させていただいたり、町内会、自治会の活動を積極的にやっているつもりでございます。でもやはり住民の方がなかなか参加しない。特にマンションの住民は町内会にも参加されません。それからお祭りにも誘ってもなかなか参加されないんです。そういったところで、府中市ではこういうプランを作成するにあたりまして、市民の協力、共助が必要だということで書いてありますが、実際にこの府中市におきまして、そういう市民の協働意識が上がるような計画を立てられていると思います。例えば、オープンハウスやパブリックコメントを募集されて、この中にもそういう内容が書いてあります。しかし、今、市民の協働意識がどのように上がってきているかという実感をされているのか。もし実感をされていなければ、どういうことが必要か課題を教えていただきたいと思います。

以上です。

【計画課長】 まず、いわゆるサイレントマジョリティという言葉がありますが、ある程度行政を信頼していただいてて、お任せい

ただいでいて、なかなか出て行ってお話をしようというところがない方が多くいらっしゃいます。そういった方にまちづくりに携わっていただきたくて、府中市の場合は平成13年からポスターセッションといいまして、フォーリスの光と風の広場等で、ポスターを皆さんにお見せしながら、歩いている方にすみませんと職員が話しかけて、普段何も行政にご要望のない方でも、そういうところでお話をすると、非常にニュートラルな状態でお話をさせていただくというようなことをやっております。

20年前には、都市計画審議会には市民委員というのがありませんでしたが、これが今市民委員お二人に入っております。今回の立地適正化計画につきましても、オープンハウス、我々が言うポスターセッションだけではなくて、今後都市計画マスタープランの改定の中で、様々な地域で協議会活動あるいはまちづくり活動に参加されていらっしゃる方々との検討会等で意見をいただきます。また、一般的な手続ですが、パブリックコメントもやりますし、当審議会でも市民委員が入っておりますので、市民の立場での目線でご意見をいただきますので、市長が申しあげている市民協働が進んでいないとは感じておりませんが、これをもっと進めていかなければと考えております。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにご意見は、 委員。

【委員】 この資料は私にとってよくわかります。よく作られたなと思って、資料が届いてから何度も拝見したのですが、これだけの資料を話し合いをしながらまとめていく、わかりやすく作るというのは本当に大変な労力とご努力がいると思います。とても感

謝しながら拝見しました。また、直していく所、これからいろいろ改善点があった場合も、どんどんこれに付け加えたり変えたりなさると思うんですが、とても市民としては感謝しております。

私は榊原記念病院が府中に入って来たときから、小児病棟でボランティアをしています。日本の子供が元気でないと、日本を支える子供が元気でないと、将来を考えたときに私たちは高齢になっていくわけです。やっぱり府中に来てよかった、府中の榊原記念病院に来てよかったと思っていただきたいと思ってボランティアを続けております。地方からお見えになっているお母様方は、青森等から付き添いもしていらっしゃるのでとても大変です。そのときに府中の市民として、府中のよさをお話したり、子どもの相手をしたり、それは地道な活動だと思います。草の根運動を申しますか、府中の子どもも大事ですが、日本国民の子供たちが大事だと思って私は15年ずっとボランティアしています。榊原記念病院の素晴らしさというのは、ドクターたちが1人の子どもを助けるために16人ぐらいのチームを組んで、どのようににしたらこの子たちを助けられるかという話をよくやっておられます。ドクターたちも努力をしていらっしゃる。看護師さんたちも本当に素晴らしい皆様方です。ですから、府中の中心にないかもしれませんが、榊原記念病院では、子どもたちが喜ぶ絵本を寄附してくださる方もいれば、文房具を寄附してくださる方もいる現状を私は15年見ています。ぜひ府中の病院として榊原記念病院も、多摩総合医療センターでは私は足の手術をしていただきました。でも本当に看護師さんたちもドクターたちも一生懸命やってくださっている、それが現状があります。ですから、府中には素晴ら

しい病院と、この市政のやり方と、私は府中に来て24年、委員と同じぐらいですが、府中に来てよかったと、いつも思っております。街並みを見ながらも、少しずつよくなっていく、子どもたちのためにいいまちを残していく、それで私もこの委員として非常に誇りを持って、この会に参加しております。ぜひ府中のためにも私もお役に立ちたいと思って、かげながら努力しております。ですから、今日はとにかく資料のことでよかったと思いますし、これから前を向いて、みんなが力を合わせていいまちづくりにしていかなければいけない。子どもたちのために。外語大の学生は、金沢であったり、岐阜であったり、大阪、九州、全国から集まって来ています。私は彼女たちに、私がボランティアで着付けを教えています。府中に来てよかったと思って欲しいんです。そして第2のふるさととして、また彼女たちが遊びに来てくれてもいい、府中に住んでもいい、そういうまちづくりはやっぱり私たちの使命だと思います。どうぞこれからも、皆様でいいまちづくりに協力していただきたいと、市民の一人として願います。

本日はありがとうございました。

【議長】 ご意見ありがとうございました。

最後ですが、本日は先生がご出席ですので、何か補足がございましたらお願いします。

【部会長】 補足といいますか、様々なご意見ありがとうございました。委員の皆さんの意見を参考にさせていただきながら、引き続き立地適正化計画、都市計画マスタープランの検討を進めてまいりたいと思います。

ちょっとだけ私からやや個人的な思いも含めて申しあげますと、今回の立地適正化計画というのは大体20年間ぐらいということ、大きくは人口減少と高齢化にどう対応していくかということが、その背景にあると考えていただいて結構だと思います。多くの地方都市はこの両方に一遍に対応しないといけないんですが、府中市の場合は、ここからの20年ということで行きますと、確かに人口は微減はするんですが、そんなに急速に減るわけではありません。しかしながら、高齢者の数は非常に増えます。したがって、人口減少と高齢化と両方に一遍というよりは、この20年間はまずは高齢化、少子化ということに立地適正化計画でしっかり対応していく必要があります。比較的府中市はどこも便利なので、それをどう保っていけるかということだと思いますので、一つは公共交通が非常に大事だと思います。もう一つは病院ですとか福祉施設ですとか、あるいは子育て施設だったり、あるいは一部行政的な施設だったりといういわゆる日常的に必要な施設の配置問題だと思います。こちら両方とも今回の立地適正化計画の中で、一つは誘導施設という形でこれから施設を考えていくこと、それから公共交通をどうするかということ、この先1年ぐらいというところでしっかり検討させていただきたいと思っております。

この20年のその次の20年が恐らく本格的に人口減少にどう対応するかという期間だと思いますので、これは東京の周辺の多くの自治体はまずは高齢化、その次は本格的な人口減少というような形で考えていくのかなということで、今日色々いただいた意見も参考にさせていただきながら、引き続き検討を進めて、この本

審議会でもまたご報告させていただくことになると思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【議長】 先生、ありがとうございました。

それでは第1号議案について採決したいと存じます。

第1号議案「府中市立地適正化計画の方向性(案)等について」、議案のとおり決することで異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって第1号議案「府中市立地適正化計画の方向性(案)等について」は議案のとおり決することといたします。

次に日程第2「その他」について、事務局から何かございますか。

【都市計画担当主査】 次回の開催予定につきましてはご報告いたします。

先ほど 部会長からお話ありましたが、立地適正化計画の策定状況にあわせまして、また今後本審議会にご報告させていただきたいと考えております。今のところ5月中旬以降に開催を予定しております。日程につきましては調整の上、改めてご連絡をさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。その他について、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【議長】 本日の日程は全て終わりました。大変お忙しい中、お出

でいただき長時間ご協議いただきましてありがとうございました。

これで本日の府中都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

午前 11 時 5 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員